

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社進栄	常陸大宮市田子内町 3200－1	2-004222

注) 業者番号「2－」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指 名 停 止 措 置 期 間

令和8年7月7日 ～ 令和8年9月6日 (2か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

(株)進栄は、常陸大宮土木事務所発注の 06 国補街整第 06-33-358-9-001 号道路改良舗装工事（その1）の工事現場において、安全管理の不適切により、公衆に重傷者を生じる事故を起こした。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成7年6月1日付け監第184号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第1第5号ウに該当する。

<指名停止等措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 県工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 ア～イ (略) ウ <u>公衆に複数の負傷者（軽傷）を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたとき。</u>	当該認定をした日から 2か月以上3か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
茨城県水戸市笠原町 978-6
電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)